

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和5年6月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
1	20230622	山下運送株式会社（法人番号9180001086161）代表者山下博嗣	愛知県稲沢市駅前1丁目5番地17号	本社営業所	愛知県稲沢市駅前1丁目5番地17号	輸送施設の使用停止（30日車）及び文書警告	道路運送法第23条第3項	令和5年1月17日、監査方針に基づき、監査を実施。6件の違反が認められた。(1)運行管理者の解任届出違反(道路運送法第23条第3項)、(2)業務等の記録記載事項不備(旅客自動車運送事業運輸規則第25条第3項)、(3)乗務員等台帳の記載事項等不備(旅客自動車運送事業運輸規則第37条第1項)、(4)特定の運転者に対する指導義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)、(5)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)、(6)定期点検未実施(旅客自動車運送事業運輸規則第45条)	3	3
2	20230622	日住ホーム株式会社（法人番号1080001004025）代表者松島均	静岡県静岡市葵区安東二丁目27番12号	さんさんタクシー営業所	静岡県静岡市葵区安東二丁目27番12号	輸送施設の使用停止（20日車）	道路運送法第15条第1項	令和5年1月23日、監査方針に基づき、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(道路運送法第15条第1項)	2	2
3	20230622	挙母タクシー株式会社（法人番号1180301018276）代表者小野和弘	愛知県豊田市東梅坪町9丁目3番地8号	本社営業所	愛知県豊田市東梅坪町9丁目3番地8号	輸送施設の使用停止（10日車）及び文書警告	道路運送法第23条第3項	令和5年1月18日、監査方針に基づき、監査を実施。6件の違反が認められた。(1)運行管理者の選任解任届出違反(道路運送法第23条第3項)、(2)点呼の記録記載事項不備(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)、(3)業務等の記録記載事項不備(旅客自動車運送事業運輸規則第25条第3項)、(4)乗務員等台帳の記載事項等不備(旅客自動車運送事業運輸規則第37条第1項)、(5)特定の運転者に対する指導義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)、(6)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)	1	1
4	20230628	有限会社尾高（法人番号9190002023690）代表者近藤希	三重県三重郡菟野町大字杉谷2364番地の2	本社営業所	三重県三重郡菟野町大字杉谷字一本木2364番地2号	輸送施設の使用停止（10日車）及び文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項	令和4年12月21日及び令和5年1月11日、監査方針に基づき、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)、(2)運転者に対する指導監督記録義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)、(3)運転者に対する指導監督記録記載事項不備(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	1	1

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者（中部運輸局管内の全ての営業所）に付されている点数の総和を表す。

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和5年6月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
5	20230628	三幸タクシー株式会社 (法人番号 1180001021877) 代表 者渡辺一彦	愛知県名古屋市熱田区二 番1丁目11番地8号	本社営業所	愛知県名古屋市熱田区二 番1丁目11番地8号	輸送施設の使用停止 (20日車)及び文書警告	道路運送法第23条第3 項	令和5年1月10日、監査方針に基づき、監査を 実施。12件の違反が認められた。(1)運行管理 者の選任届出違反(道路運送法第23条第3 項)、(2)苦情処理の記録記載事項不備(旅客自 動車運送事業運輸規則第3条第2項)、(3)健康 診断未受診(旅客自動車運送事業運輸規則第 21条第5項)、(4)点呼の記録記載事項不備(旅 客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)、(5) 業務等の記録記載事項不備(旅客自動車運送 事業運輸規則第25条第3項)、(6)事故の記録記 載事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則 第26条の2)、(7)乗務員等台帳の記載事項等不 備(旅客自動車運送事業運輸規則第37条第1 項)、(8)運転者に対する指導監督義務違反(旅 客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)、(9) 運転者に対する指導監督記録記載事項不備 (旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1 項)、(10)特定の運転者に対する指導義務違反 (旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2 項)、(11)特定の運転者に対する運転適性診断 未受診(旅客自動車運送事業運輸規則第38条 第2項)、(12)整備管理者の変更届出違反(旅客 自動車運送事業運輸規則第45条)	2	2

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。